

○金融庁告示第 号

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第二百十一条の四十五の規定に基づき、金融庁長官が定める方法及び積立て並びに取崩し等に関する基準を次のように定め、平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年 月 日

金融庁長官 五味 廣文

（定義）

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 正味収入保険料 各事業年度において収入した、又は収入すべきことの確定した保険料（当該保険料のうち払い戻した、又は払い戻すべきものがある場合には、その金額を控除した金額）及び再保険返戻金の合計額から当該事業年度において支払った、又は支払うべきことの確定した再保険料及び解約返戻金の合計額を控除した金額をいう。

- 二 正味支払保険金 各事業年度において支払った、又は支払うべきことの確定した保険金の総額（当該事業年度において収入した、又は収入すべきことの確定した再保険金がある場合には、その金額を控除

した金額)をいう。

三 普通死亡 死亡の原因を問わないすべての死亡をいう。

四 危険保険金額 保険金の保険契約上の額面金額を合計した金額をいう。

五 災害死亡 不慮の事故による死亡をいう。

六 災害入院日額 災害により入院した場合の一日当たり支払われる給付金の保険契約上の額面金額を合計した金額をいう。

七 予定平均給付日数 保険数理に基づき計算された給付金の予定支払日数の平均をいう。

八 疾病入院日額 疾病により入院した場合の一日当たり支払われる給付金の保険契約上の額面金額を合計した金額をいう。

九 異常災害損失 別表の左欄に掲げる保険種類群の区分ごとに損害率(正味支払保険金の額を正味収入保険料の額で除して得た率をいう。)が同表の右欄に掲げる損害率を超える損失をいう。

十 危険差損 実際の危険率が予定危険率より高い場合に生ずる損失をいう。

(普通責任準備金の計算方法)

第二条 保険業法施行規則（以下「規則」という。）第二百十一条の四十五第一項第一号イに規定する「未経過保険料の金額」は、次の各号に掲げる契約の区分に応じ当該各号に定める算式により得られる金額その他保険業法第二百七十二条の二第二項第四号に掲げる保険料及び責任準備金の算出方法書（以下「算出方法書」という。）に記載された未経過保険料の計算が、保険数理に基づき合理的かつ妥当なものであることについて、保険計理人が適当と認めた計算方法により得られる金額とする。

一 保険料を一括して收受する保険契約 収入保険料×（保険期間の月数－保険料を收受した月の翌月から当該事業年度末までの月数）／保険期間の月数

二 保険料を分割して收受する保険契約（以下この条において「回払契約」という。） 収入保険料×次の表の上欄に掲げる収入月別に応じ、同表の中欄又は下欄に定める回払契約の種類に応じた係数

	収入月別		
5	4	2分割（均等割）	12分割（均等割）
0	0		
0	0		

2 規則第二百十一条の四十五第一項第一号に規定する「当該事業年度の事業費」は、保険種類ごとに、規

則別紙様式第十六号の十六中の少額短期保険業者の損益計算書（次項において「少額短期保険業者の損益計算書」という。）の営業費及び一般管理費勘定、損害調査費勘定及び諸手数料及び集金費勘定にそれぞれ

3	2	1	12	11	10	9	8	7	6
6 ／ 6	5 ／ 6	4 ／ 6	3 ／ 6	2 ／ 6	1 ／ 6	0	0	0	0
12 ／ 12	0	0	0	0	0	0	0	0	0

れ計上された金額のうち、当該保険種類に係る営業費及び一般管理費、損害調査費及び諸手数料及び集金費の合計額から、当該保険種類に係る減価償却費、税金及び退職給付引当金の積増額（引当金の繰入額から引当金の取崩額を控除した額。以下この項において同じ。）その他これらに準ずる引当金の積増額の合計額を控除した金額とする。

3 規則第二百十一条の四十五第一項第一号に規定する「当該事業年度に保険料を収入した保険契約のために支出した保険金」には、回払契約に係る次に掲げる金額を含むものとする。

一 保険期間が一年以内の回払契約にあつては、次の算式により得られる金額

$$(L + L' - L'') \times S \times T$$

この算式において、 L 、 L' 、 L'' 、 S 、 T は、それぞれ次の数値を表すものとする。

L 前事業年度に保険料を計上した保険契約（回払契約にあつては、第一回目の保険料を計上したものの。以下この項において同じ。）に係る当該事業年度に計上した正味支払保険金（少額短期保険業者の損益計算書の正味支払保険金勘定に計上されるものをいう。以下この項において同じ。）の金額

L' 前事業年度に保険料を計上した保険契約に係る当該事業年度に積み立てた支払備金（規則第二百十一條の五十一において準用する規則第七十二條に規定するまだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金、返戻金その他の給付金を除く。以下この項において同じ。）の金額

L'' 前事業年度に保険料を計上した保険契約に係る前事業年度に積み立てた支払備金の金額

S 収入保険料（再保険契約に係るものを除く。以下同じ。）に占める回払契約に係る収入保険料の割合

T 次の表の上欄に掲げる回払契約の種類に応じ、同表の下欄に定める数値

回払契約の種類	数値
順月二回払い	千分の八十三
順月三回払い	千分の百六
順月四回払い	千分の二百三十五

順月五回払い	千分の三百六
順月六回払い	千分の三百六十六
順月十二回払い	千分の六百三十九
均等間隔二回払い	千分の三百八十六
均等間隔三回払い	千分の四百九十五
均等間隔四回払い	千分の五百四十五

(注) 一 順月払とは、回払契約において月ごとに連続して分割した保険料を支払うものをい

う。

二 均等間隔払とは、回払契約において均等間隔ごとに分割した保険料を支払うものをいう。

二 保険期間が一年超二年以下の回払契約にあつては、当該事業年度前に保険料を計上した保険契約に係る当該事業年度に計上した正味支払保険金及び当該事業年度前に保険料を計上した保険契約に係る当該事業年度に積み立てた支払備金の合計額から当該事業年度前に保険料を計上した保険契約に係る前事業

年度に積み立てた支払備金の金額を控除した金額に次の表の上欄に掲げる回払契約の種類に応じ同表の下欄に定める数値を乗じて得た金額

回払契約の種類	数値
年払い	千分の百
半年払い	千分の六百八十八
月払い	千分の八百十二

(異常危険準備金の積立基準)

第三条 規則第二百十一条の四十五条第一項第二号に掲げる異常危険準備金は、算出方法書に基づく保険の種類ごとに、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ当該各号に定める額の合計額以上を積み立てるものとする。

- 一 普通死亡リスク 当該事業年度末の普通死亡に係る危険保険金額が前事業年度末より増加している場合における当該増加金額に千分の〇・六を乗じて得た額

- 二 災害死亡リスク 当該事業年度末の災害死亡に係る危険保険金額が前事業年度末より増加している場合における当該増加金額に千分の〇・〇六を乗じて得た額
- 三 災害入院リスク 当該事業年度末の災害入院日額が前事業年度末より増加している場合における当該増加金額に予定平均給付日数を乗じ、これに千分の三を乗じて得た額
- 四 疾病入院リスク 当該事業年度末の疾病入院日額が前事業年度末より増加している場合における当該増加金額に予定平均給付日数を乗じ、これに千分の七・五を乗じて得た額
- 五 火災リスク 当該事業年度の正味収入保険料に千分の二十を乗じて得た額
- 六 その他のリスク (法第三条第四項第一号に掲げる保険 (以下「第一分野保険」という。) 及び同項第二号又は法第三条第五項第二号に掲げる保険 (以下「第三分野保険」という。)) 当該事業年度の純保険料 (保険料のうち将来の保険金の支払に充てられると見込まれるものをいう。次条において同じ。)
(前各号及び次号に掲げるリスクに係るものを除く。) の総額が前事業年度末より増加している場合における当該増加金額に千分の百五十を乗じて得た額
- 七 その他のリスク (法第三条第五項第一号に掲げる保険 (以下「第二分野保険」という。)) 当該事

業年度の正味収入保険料（前各号に掲げるリスクに係るものを除く。）に千分の三十を乗じて得た額

（異常危険準備金の積立限度）

第四条 異常危険準備金の積立ては、算出方法書に基づく保険の種類ごとに、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に定める額の合計額を限度とする。

- 一 普通死亡リスク 危険保険金額に千分の〇・六を乗じて得た額
- 二 災害死亡リスク 災害死亡に係る危険保険金額に千分の〇・〇六を乗じて得た額
- 三 災害入院リスク 災害入院日額に予定平均給付日数を乗じ、これに千分の三を乗じて得た額
- 四 疾病入院リスク 疾病入院日額に予定平均給付日数を乗じ、これに千分の七・五を乗じて得た額
- 五 火災リスク 当該事業年度の正味収入保険料に一・六を乗じて得た額
- 六 その他のリスク（第一分野保険及び第三分野保険） 当該事業年度の純保険料（前五号及び次号に掲げるリスクに係るものを除く。）の総額に千分の百五十を乗じて得た額
- 七 その他のリスク（第二分野保険） 当該事業年度の正味収入保険料（前各号に掲げるリスクに係るものを除く。）に一・六を乗じて得た額

(異常危険準備金の取崩基準)

第五条 異常危険準備金は、危険差損がある場合において、当該危険差損のてん補に充てるとき（別表に規定する保険種類については、異常災害損失がある場合において、当該異常災害損失のてん補に充てるとき）を除き、取り崩してはならない。

(届出)

第六条 規則第二百十一条の五十四第一項第九号に規定する責任準備金の額の計算をするに際し金融庁長官に届け出なければならない場合として金融庁長官が定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 少額短期保険業者が、第二条第三項第一号に掲げる金額の計算に当たり、同号に規定する収入保険料に占める回払契約に係る収入保険料の割合を算出した場合

二 少額短期保険業者が、別表の左欄に掲げる保険種類群ごとに、残高率（異常危険準備金の額（法人税その他利益に関連する金額を課税標準として課される租税（以下「法人税等」という。）において所得の計算上損金の額に算入されていない異常危険準備金（以下「有税の異常危険準備金」という。）の額がある場合は、異常危険準備金の額から当該保険種類群の有税の異常危険準備金の額に当該事業年度の

法人税等の計算に用いられた税率を乗じて得た額を控除した額とする。)を正味収入保険料の額で除して得た率をいう。以下同じ。)が同表の残高率の欄に掲げる残高率を上回らない場合であつて、最低限度額又は算入限度額のいずれか大きい額(以下「基準額」という。)の百分の百五十を超える積立てを行った場合

三 少額短期保険業者が、別表の左欄に掲げる保険種類群ごとに、残高率が同表の残高率の欄に掲げる残高率を上回る場合であつて、基準額を超える積立てを行った場合

別表（第一条、第五条関係）

保険種類群	保険種類	残高率	異常災害損失
船舶・航空	船舶保険、航空保険	50%	損害率が80%を超える損害
火災・積荷・運送	火災保険、積荷保険、運送保険、風水害保険、賠償責任保険、建設工事保険、動産総合保険	35%	損害率が50%を超える損害
自動車・新種	自動車保険、新種保険（風水害保険、賠償責任保険、建設工事保険、動産総合保険及び保証証券業務に係る保証を除く。）	15%	損害率が50%を超える損害
保証証券業務に係る保証	保証証券業務に係る保証	15%	損害率が50%を超える損害